

# 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター経営計画策定支援業務仕様書

本仕様書は、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（以下「当院」という。）が事業者を求める経営計画策定支援業務の委託に関する基本的な考え方を示したものです。本業務については、事業者の積極的な提案を求めてプロポーザル方式で実施し、選定を行うものですので、本仕様書に明記していない事項であっても、目的を達成するために効果的であると認められる事項については、追加実施することが可能です。

## 1 委託業務名

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター経営計画策定支援業務

## 2 業務の目的

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（以下「当院」という。）は、現計画である「高知医療センター経営計画」の計画期間が令和7年度で終了するため、令和7年度において、令和8年度から令和12年度（2026年度～2030年度）を対象期間とする経営計画を新たに策定する予定である。

経営計画策定にあたり必要とされる地域医療構想、診療報酬改定等各種の医療制度（改革）と当院を取り巻く医療環境を踏まえた各種のデータ収集、外部環境分析及び当院の内部環境分析について専門的知識や実績を有する事業者に行っていただき、当院が行う経営戦略の決定、収支見通しの作成及びこれらを踏まえた経営指標の決定について助言をいただき、経営計画の策定につなげることを目的とする。

## 3 業務の履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容

経営計画策定支援

地域医療構想、診療報酬改定等国や高知県の医療制度関係資料を収集のうえ、当院を取り巻く外部の医療環境についてデータ収集及び分析を行う。また、当院の提供するデータを活用して内部環境分析を行い、当院の経営状況とその課題を明らかにする。

そのうえで、当院が取り組む経営戦略、収支見通し及び経営指標の策定作業において、これらの内容の妥当性の検討及び助言を行う。

## 5 受託業者に求める基本条件

- (1) 本業務を履行しうる十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置すること。

- (2) 当該委託業務を履行するため、業務に係るスタッフについては、業務履行期間中において概ね1か月に1回以上、当院を訪問することを基本とする。
- (3) 必要に応じて、会議等で使用する説明資料案を作成し、会議等に出席して説明を行うこと。
- (4) ヒアリング、会議及び打合せ等は適宜実施するものとし、議事録については受託者が取りまとめを行い、次の会議や打合せまでに確認できるようにすること。
- (5) コンプライアンス（法令順守、企業倫理）に関する取り組みを徹底し、個人情報保護、情報セキュリティの保持についても徹底して留意すること。
- (6) 本契約に係る仕様書に記載された業務内容に留まらず、委託者にとって有益な情報の提供や効率的運営に寄与する提案を積極的に行うこと。

## 6 成果品

成果品は次のとおりとし、中間報告書についても、成果品と同様の形式により提出すること。

なお、電子媒体については、CD-ROM 又は DVD-ROM による提出とし、保存形式は Microsoft 社「Word2016」又は「Excel2016」で読み取り可能な形式とすること。

また、契約期間の満了後であっても、成果品に対する質問や補足資料の提供依頼などに対しては誠実に対応を行うこと。

経営計画策定支援業務

成果報告書

打合せ議事録 各紙媒体 20 部及び電子媒体一式

<提出期限>

(中間報告書) 令和7年10月31日

(最終成果品) 令和8年3月31日

## 7 特記事項

- (1) 受託者は業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。
- (3) 提案者の提案書作成に当たり、必要に応じて可能な範囲で、委託者から情報を提供する。
- (4) 受託者を始め提案者は、委託者から提供された情報及び業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。
- (5) 受託者をはじめ提案者は、委託者から提供された資料等を作業完了後速やかに返還（廃棄を含む）しなければならない。
- (6) 成果物その他関係書類等に関する一切の権利は委託者に帰属する。受託者は、これらの書類等を委託者の許可なしに、外部へ持ち出し、複写し、または複製してはならない。